

一般社団法人滋賀県造林公社は多賀町と 「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」を締結しました

一般社団法人滋賀県造林公社の森林は、昭和 40 年度の植栽開始から 50 年が経過し、平成 27 年度以降、順次伐期を迎え、これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材の安定的な供給を通して公社材の有効利用を図る段階を迎えています。

一方、多賀町では、平成 24 年 3 月に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定し、公共施設の木造化に取り組まれているところです。

このため、多賀町産の木材を公共施設等に積極的に活用したい多賀町と、公社材の地域での利活用に貢献したい造林公社の思いが一致し、下記により滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定を締結しました。

記

1. 日 時：平成 28 年 3 月 29 日（火曜日）
2. 場 所：滋賀県公館
3. 協 定 者：多賀町長 久保 久良
一般社団法人滋賀県造林公社 理事長 三日月 大造
4. 協定の概要：別紙



【お問い合わせ先】

大津市松本一丁目 2 番 1 号
一般社団法人滋賀県造林公社
販売推進課 廣部、大塚
TEL 077-522-8247
FAX 077-521-0345

「一般社団法人滋賀県造林公社の供給する 木材の利用促進に関する協定」の概要

(1) 目的

多賀町と一般社団法人滋賀県造林公社（以下「造林公社」という。）が連携し、造林公社材の供給および利用を通じて、森林の適正な整備を促進するとともに、林業ならびに木材産業等の活性化に貢献する。

(2) 協定の概要

- ・多賀町は施設の整備にあたり公社材の利用に努め、造林公社は必要に応じて公社材の供給に努める。
- ・両者は、公社材の供給および利用のために必要な情報の共有を行う。
- ・滋賀県は、これらの活動が適切に実施できるよう指導および助言を行う。

(3) 今回の利用事例

●造林公社が多賀町内で平成28年度に計画している伐採

- ①事業場所 多賀町四手（坂/尻）
- ②伐採予定面積 6.3ha
- ③搬出予定材積 約500m³
- ④伐採にあたり土場として町有地の利用を検討
※伐採後は、滋賀県森林CO2吸収量認証を申請予定

●多賀町が平成29年度に計画している公共建築物

- ①建築物の種類 多賀町立中央公民館
- ②建築場所 多賀町久徳（現中央公民館敷地における建替）
- ③建築物の構造・規模（計画） 木造（平屋建て/延床面積は合計2,500m²程度）
- ④その他 構造材、内装材には可能な限り多賀町産材を使用

(4) 協定締結による木材の流れ

